

「原産資格を与えることとならない作業」

自社が行う生産行為が、以下に当てはまる場合は、“生産者”とは見做されません。

日マレーシア協定 第31条	日タイ協定 第31条	日インドネシア協定 第32条	日ブルネイ協定 第27条	日フィリピン協定 第32条	日ベトナム協定 第30条	日モンゴル協定 第3.7条	日ASEAN協定	日チリ協定 第40条	日ペルー協定 第42条
a 輸送又は保存（※）の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等） その他これに類する作業 （※）日モンゴル、日ASEAN：保管								輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業	輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬け）その他当該作業に類する作業
b 改装及び仕分									
c 組み立てられたものを分解する作業									瓶、ケース及び箱に詰めることその他の包装作業（小売用のこん包、開こん及び再こん包作業を含む）
d 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業									組み立てられたものを分解する作業
e 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成部品（※）の収集 （※）日ペルー：構成要素									
f 物品を単にセットにする作業									
g (a)から(f)までの作業の組合せ									

「原産資格を与えることとならない作業」

自社が行う生産行為が、以下に当てはまる場合は、“生産者”とは見做されません。

	日シンガポール協定	日インド協定	日オーストラリア協定	日メキシコ協定
		第33条	第3.7条	第34条
a	輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業	輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け、損傷部品の除去等）その他これに類する作業	輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬け）その他当該作業に類する作業	産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈
b	改装及び仕分け			産品の維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業（通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等）
c	産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと	組み立てられたものを分解する作業		ふるい分け、分類又は選択
d	組み立てられたものを分解すること	瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業		こん包、再こん包又は小売用の包装
e	瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業	統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集		セット、キット又は複合的な産品を構成する産品の収集
f	単なる切断	粉じんの除去、ふるい分け若しくは選別、分類、格付、組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）、洗浄又は塗装から成る単純な作業	物品を単にセットにする作業	印章、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用
g	単なる混合	単純な切断、薄切り及び再こん包又は瓶、フラスコ、袋若しくは箱に詰めること、カード又は板への固定その他の単純なこん包作業	産品を物理的に変更することなく単に再分類する作業	洗浄（粉じん、酸化物、油、塗装その他の被覆の除去を含む）
h	完成品にするための単なる部品の組立て	産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する作業	(a)から(g)までに規定する作業の組合せ	統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の単なる収集。単なる収集には、包装、取扱い又は輸送の便宜を考慮してあらかじめ分類された原産品の部品及び構成品の収集することは含まない。
i	物品を単にセットにすること	産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）	-	部品又は構成品への産品の単なる分解。包装、取扱い又は輸送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられた原産品を分解することは単なる分解とはみなさない。
j	(a)から(i)までの作業のうち二以上の作業の組合せ	完成品とするための部品の単純な組立て	-	-
k	-	動物のとさつ	-	-
l	-	産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈	-	-
m	-	(a)から(l)までの作業の組合せ	-	-

「原産資格を与えることとならない作業」

自社が行う生産行為が、以下に当てはまる場合は、“生産者”とは見做されません。

	日スイス協定	日EU協定	日英協定
	付属書2第7条	第3.4条	第3.4条
a	輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保管することを確保する保存工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程	輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保つことを確保することのみを目的とする保存のための工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程	
b	改装及び仕分	改装	
c	洗浄、浄化及び粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去	仕分	
d	塗装及び研磨のための単純な工程	洗浄、浄化又は粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去	
e	研ぐこと、単純な破碎又は単純な切断	紡織用繊維及びその製品のアイロンがけ又はプレス	
f	ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）	塗装又は研磨の単純な工程	
g	瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の単純な包装工程	穀物及び米について、殻を除き、一部若しくは全部を漂白し、研磨し、又は艶出しする工程	
h	統一システムの解釈に関する通則 2 の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集	砂糖を着色し、これに香味を付け、若しくはこれを角砂糖とするための工程又は固体の砂糖の一部若しくは全部を粉碎する工程	
i	産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程	果実、ナット又は野菜の皮、核又は殻を除く工程	
j	産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）	研ぐこと、単純な破碎又は単純な切断	
k	完成品とするための部品の単純な組立て又は産品の部品への分解	ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）	
l	繊維のアイロンがけ又はプレス	瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の全ての単純な包装工程	
m	穀物及び米について、殻を除き、一部又は全部を漂白し、研磨し、及びつや出しする工程	産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程	
n	砂糖を着色し、又は角砂糖とするための工程	産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）（注）この条の規定の適用上、産品の単純な混合には、砂糖の混合を含む。	
o	果実、ナット及び野菜の皮、核及び種を除く工程	単に水を加えること、希釈、脱水又は産品の変性。（注）この条の規定の適用上、変性には、特に、毒性を有する物質又はひどい味の物質の添加による食用に適しない産品の製造を含む。	
p	動物のとさつ	完成した物品若しくは統一システムの解釈に関する通則 2 の規定に従って完成したものとして分類される物品とするための部品の単純な収集若しくは組立て又は産品の部品への分解	
q	(a)から(q)までに規定する工程の二以上の工程の組合せ	動物のとさつ	

「原産資格を与えることとしない作業」

自社が行う生産行為が、以下に当てはまる場合は、“生産者”とは見做されません。

	CPTPP	RCEP	日米貿易協定 ※アメリカ側
	附属書2-D第B節	第3.6条	
a	輸送又は保管のために産品を良好な状態に保存することを確保する作業	輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程	
b	包装、再包装、貨物の仕分又は産品を小売用にすること（瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に詰める作業を含む。）	輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程	
c	産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈	ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、粉碎、曲げること、巻くこと又はほくことから成る単純な処理	
d	セット、詰合せ、キット又は複合的な産品を構成することを意図した産品の収集	産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程	
e	(a)から(e)までに規定する作業の組合せ	産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈	
f	-	生産品の部品への分解	
g	-	動物をとさつする工程	
h	-	塗装及び研磨の単純な工程	